

## 平成 30 年度福祉避難所開設訓練の実施結果について（報告）

福祉避難所の運営事項を定めた「福祉避難所開設運営マニュアル」に基づき、29・30年度に引き続き、災害時における福祉避難所開設の取り組みを確認するとともに、災害時に機能する体制を確実なものとするを目的に、下記のとおり訓練を実施しました。

指定避難所における要配慮者の優先順位決定に始まり、要配慮者の確認や開設要請、受け入れの準備から受け入れ後の運営といった一連の流れについて、関係者の理解を深めることにつなげました。

○日 時：平成 30 年 10 月 23 日（火）午後 2 時～3 時

○場 所：社会福祉法人一葉会 特別養護老人ホーム「福寿園」

○参加者数：市 職 員……………12 名  
 一葉会職員……………14 名  
 見学参加者……………24 名  
 合 計……………50 名

○訓練概要：訓練プログラム（一部抜粋）のとおり

○見学参加者アンケート（24名回答）から抜粋

- ・ 今後も訓練の見学参加を実施してほしい …… 22 名
- ・ 自らの福祉施設で開設訓練を実施してもよい …… 1 名
- ・ 今後、取り組む必要があることとして（重複回答あり）
  - \* 福祉避難所開設訓練の継続 …… 16 名
  - \* 福祉避難所開設訓練を含めた地域における避難訓練 …… 18 名
  - \* 福祉避難所運営など要配慮者にかかる研修会 …… 10 名
  - \* 福祉避難所開設運営マニュアルの充実 …… 9 名

○訓練の様子



要配慮者への聞き取り調査①



要配慮者への聞き取り調査②



施設側と市の開設に向けての連絡



要配慮者受け入れ準備①



要配慮者受け入れ準備②



移送後の施設での運営訓練①



移送後の施設での運営訓練②

## 平成 30 年度 福祉避難所開設訓練 プログラム

日時：平成 30 年 10 月 23 日（金）午後 2 時

場所：特別養護老人ホーム「福寿園」

## ○訓練プログラム

時 間	訓 練 内 容	備 考
14:00-14:03	訓練開始、概要説明～	※訓練では、要配慮者情報の連絡事項などシナリオに基づいて確認する訓練と、開設決定に伴い、移送や受け入れ作業など実際に行動しながら確認する訓練を行います。
14:03-14:11	指定避難所での要配慮者の確認、聞き取り調査、移送判定～	
14:11-14:21	福祉施設に対する開設可能の協議、開設可能の調査、開設要請～	
14:21-14:27	要配慮者の移送～	
14:27-14:30	要配慮者の受け入れ～	
14:30-14:40	要配慮者受け入れ後の運営～	
14:40-14:50	振り返り～長尾理事長挨拶	
14:50	訓練終了	

## ○訓練概要等

※福寿園内に下記の施設を見立て、それぞれの施設における動きを確認していきます。

施設（訓練時想定）	主な担当と訓練事項
訓練室（福祉避難所）	福祉避難所対策班…市と必要な情報を連絡する。 開設準備担当…避難者スペースの確保作業を行う。 受け入れ担当…要配慮者の健康状態などをケアする。
ホール（指定避難所）	要配慮者…高齢者 2 名（役名【山田 洋：車イス利用者を想定】） （役名【渋谷 透：認知症者を想定】） 介護人…高齢者 2 名の介護（山田とし子（妻）、渋谷花子（長女）） 避難所担当職員（市職員）…要配慮者を発見して報告する。 要配慮者避難選定班（市職員）…要配慮者を調査し、移送の有無を判定する。
ホール内ステージ （健康福祉部福祉政策課）	要配慮者支援対策班…福祉避難所や指定避難所と必要な情報を連絡する。

## ○状況設定

平成30年10月23日（火）昨日から豪雨が降り続き、大雨警報（浸水被害）が発令されたことから、市では災害対策本部を設置し、避難所開設準備情報が出された。

福村小学校の指定避難所の避難者のうち、特に配慮を要する者として、車イス利用者や認知症者の2名を把握したため、移送が必要とする災害対策本部の判断により、弘前静光園に対し、福祉避難所の開設を打診します。

打診を受け、福寿園では対策班を設置し、施設設備、入居者の健康状態及び備品等を確認の上、受入可能人数を把握し、改めて市の開設要請を受けます。

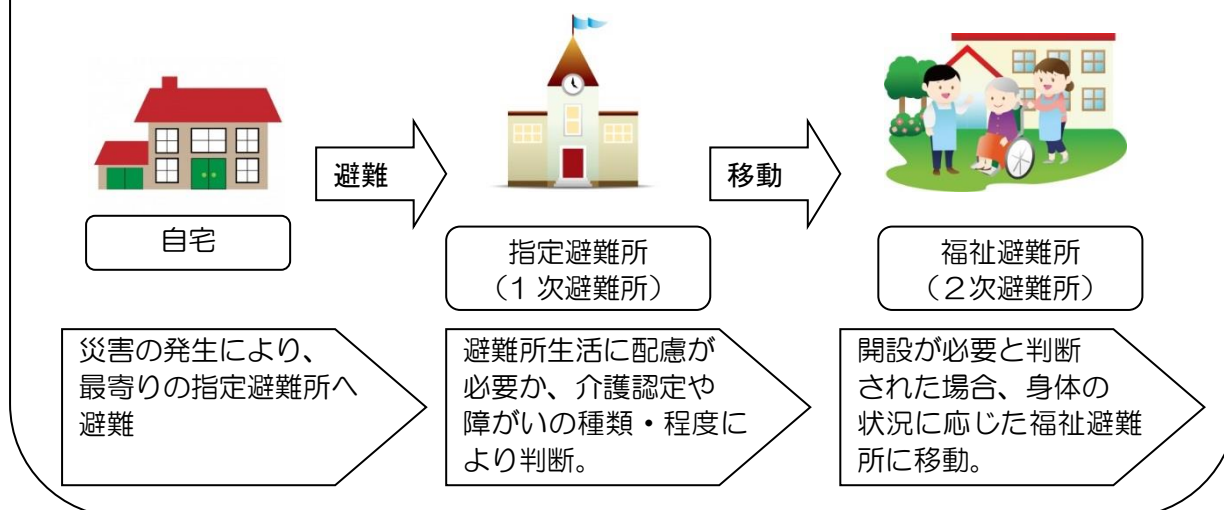
指定避難場所から要配慮者を移送し、健康状態の確認等を行い、受入を実施し福祉避難所を開設します。

## ○弘前市における福祉避難所開設運営組織

組 織 名	内 容
要配慮者支援対策班	<p>福祉避難所の設置・運営及び付随する業務全般を対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉避難所協定締結施設の被災状況と避難者受入人数の確認</li> <li>○各指定避難所にいる要配慮者避難選定班の要配慮者情報の収集</li> <li>○福祉避難所に対する避難対象者の割り振り</li> <li>○福祉避難所の開設要請及び閉鎖事務</li> <li>○福祉避難所からの食料及び物資の要請対応</li> </ul> <p><b>(構成)</b></p> <p>弘前市健康福祉部福祉政策課を中心とした職員 (ただし、災害の規模により変動)</p>
要配慮者避難選定班	<p>指定避難所における福祉避難所避難対象者の優先順位の決定、及び福祉避難所への移動困難者の移送補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定避難所において、「災害時要配慮者選定シート」により聞き取り調査を行い、福祉避難所への避難優先順位を決定し、要配慮者支援対策班に報告する。</li> <li>○福祉避難所への移送業務。(ただし、移送する身内がない場合。)</li> </ul> <p><b>(構成)</b></p> <p>弘前市健康福祉部各課から選抜した職員で構成。 (基本的には2人1チーム。ただし、災害の規模により変動)</p>

## ○福祉避難所について

災害の発生後は、本人や自宅等の被災状況により、市が指定する指定避難所（1次避難所）で避難生活を送ります。その後、避難者の状態や被災状況等に応じて、市は福祉避難所（2次避難所）の開設を決定し、協定締結の福祉施設へ開設を要請します。



## ○「福祉避難所の確保に関する協定」について

## 1 趣旨

災害時に指定避難所での生活において、高齢や障がいがあることから何らかの特別な配慮を必要とするものを受け入れるための福祉避難所の確保について、市内及び近隣市町村福祉事業法人と、施設の確保や要配慮者の受け入れについて定めたものです。

## 2 概要

災害時、要配慮者が指定避難所での生活に支障があると市が判断した場合、協定の締結福祉施設事業法人に対して福祉避難所の開設を要請・協議し、それを受けて福祉施設事業法人は要配慮者を受け入れます。

## 3 締結法人等（平成30年4月1日現在）

市内及び近隣市町村の社会福祉法人等 …【48法人 92施設】